



ホームヘルパーのつどい-2014に参加



11月16日、キャンパスプラザに京都府下で仕事をするホームヘルパーや介護支援専門員、そして市民が集い「ホームヘルパーのつどい」が開催されました。

きょうと福祉俱楽部からも3名が参加し、技能の向上、福祉をめぐる動向を学びました。

午前中は全体集会が行われ、認知症の人と家族の会の荒牧敦子さん、京都女子大学教授石田一紀さん、大阪社保協日下部雅喜さん、ヘルパー浦野喜代美さんをシンポジストに「介護保険『改正』でどうなる！？」というテーマで準備されている介護保険の改定が高齢者やその家族にどのような影響を与えることになるのか話し合われました。

どのシンポジストからも今準備がされている『改正』は軽度者を介護保険給付から外し、これまで介護保険を用いて重度化を予防していた役割を安上がりなボランティアに委ねることで専門的援助が無くなることで高齢者の健康維持に深刻な事態を招きかねないと懸念が示されました。

午後からは6つの分科会にわかつて、それぞれのテーマで活発な討論、実技訓練がなされました。

きょうと福祉俱楽部から初めて実技講習に参加をしたヘルパーは「持ち上げない介護技術の基礎を学びましょう！」に参加をしてきました。

ヘルパーは「スライディングシートの使い方を初めて知りました」

「持ち上げないことがヘルパーや利用者さんになぜ必要なのか学べました」と今後の業務の改善に役立つ知識を蓄えてきました。



有限会社 おとくに福祉研究所
きょうと福祉俱楽部
617-0824
長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東台
101号
TEL 075-958-2560
FAX 075-957-2808

kwc

書評



- 漫画家、故赤塚不二夫さんが書いた憲法理解の書です。
- 赤塚さん自身が大陸から命がけで引き上げてきた体験をお持ちです。
- そんな赤塚さんだからこそ新憲法の果たす役割に大きな期待をお持ちです。
- そしてそれを壊そうとするものが国の中核にいることにマンガのキャラクターの言葉で警告を発しています。

- 福祉の現場にいるわたしたちがなぜ憲法なのか？
- 福祉の現場だからこそ日本国憲法をかみしめて
- 仕事をていきたいとわたしたちは考えています。
- 憲法は国家が暴走し、国民が不幸な目に遭わないように歯止めとして機能しなければなりません。
- そして日本国憲法はこれまでその役目を果たしていました。
- 今盛んに行われている「改憲」論議は国民をどこに導こうとしているのでしょうか？
- この本の一節「憲法改正してゲンバクをつくり、兵器をどんどん作るなら協力します」
- という議員が腰かけていて、ハタ坊が、「こういう国会議員も多いから気をつけよう！」と注意を呼びかけています。こんな議員さんがいます。でも思い起こしましょう。日本が仕掛けた戦争に日本は負け、街には引き上げてきた沢山の傷痍軍人があふれていきました。あの風景は繰り返してはなりません。戦争は多くの戦費が必要です。それは福祉予算を食いつぶします。
- そして戦争で傷ついた人々は障がいを持ちハンディをもち暮らすことになります。今を生きるハンディのある人の福祉を壊し、さらに障がい者を増やすことになりかねない憲法の変更、「ホントにいいの」と問いかけるのが本書です。



- 現憲法 25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」その理念を現実には作れていない日本です。
- 改憲よりも憲法を完全に実施できる国づくりが人権を守る役割を担う福祉現場には必要だと思います。この本を通じ憲法の役割を考えてみませんか？